

ワーキンググループの開催について

〔平成 25 年 9 月 26 日〕
〔独立行政法人改革等に関する分科会決定〕

1. 趣旨

独立行政法人改革等に関する分科会（以下「分科会」という。）において、独立行政法人改革等に係る特定の事項に関する集中的な議論を行うため、4つのワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

2. 構成

(1) 各WGの主な担

（第1WG）研究開発法人、外務省、防衛省所管の独立行政法人

（第2WG）総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省所管の独立行政法人

（第3WG）内閣府、消費者庁、財務省、農林水産省、国土交通省（都市再生機構を除く）、環境省、原子力規制委員会所管の独立行政法人

（第4WG）都市再生機構

(2) 各WGの構成員は、別紙に掲げる者により構成することとする。

(3) 各WGの座長は、各WGの構成員のうちから分科会長が指名する。

(4) 各WGの座長代理は、各WGの構成員のうちから各WGの座長が指名する。

(5) 各WGは、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 公表等

(1) 各WGは、原則として、非公開とする。

(2) 各WGの配布資料及び議事概要の取扱いについては、分科会に準じることとする。

(3) 各WGの座長は、上記にかかわらず、WGにおいて配布された資料及びWGの議事概要の公表が中立な議論等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合、これを非公表とすることができる。

4. 各WGの庶務は、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

5. 以上に定めるもののほか、各WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。